過剰米対策に関する意見書

平成 21 年産米は、主食用米の需要量の減少や過剰作付けにより本年 10 月には全国で 40 万トン、本県においても 3 万 3 千トンもの持ち越し在庫の発生が懸念される事態となっています。

収穫期を迎える中にあって、このままでは 21 年産米の古米処理経費の発生 や 22 年産米の価格下落、そして 23 年産米の米生産数量目標の大幅な削減は必至と予想されます。また、戸別所得補償モデル対策交付金の補てんを受けても 農家経営は極めて厳しい状況になることが心配されます。

稲作農家が安心して米作りに取り組める環境の確立が必要と思われますので、下記の事項について強く要望いたします。

記

- 1 米戸別所得補償制度の安定運営のため、緊急の対策として政府買い入れによる相当量の棚上げ備蓄を実施し、市場の過剰感を一掃すること。
- 2 需給と価格の安定をはかるという食糧法の規定に基づき、過剰米を国が責任をもって市場隔離する需給調整対策を恒久的な制度として確立・実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成 22 年 9 月 24 日

岩手県一関市議会

内閣総理大臣 殿

農林水産大臣 殿

口蹄疫被害の復興支援と再発防止を求める意見書

本年4月20日に発生した口蹄疫は、国内において過去に例のない規模で拡大し、甚大な被害をもたらした。既に宮崎県において終息宣言がなされたが、同県、並びに隣県の鹿児島、熊本の畜産業の復興再生は緒に就いたばかりであり、経営再建と被害地域の経済再生は急務である。

国が被害にあった地域の復興再生に責任を持って取り組むことは、全国の畜産経営者を勇気づけ、わが国畜産業の新たな飛躍につながる。そのため、被害のあった自治体の取り組みに対して積極的に財政、税制面での支援を行うことが必要である。

また、口蹄疫をはじめとする家畜伝染病はわが国の畜産業にとって、経営を 危機に陥れる潜在的なリスクであり、国は再発防止のためにリーダーシップを 発揮し、同様の被害が二度と起こらないよう、万全の対策を講じることが強く 求められている。

よって、国及び政府にあっては以下の対策を徹底し、復興支援と再発防止に努めるよう強く求める。

- 1 本年6月に施行された口蹄疫対策特別措置法の完全実施を進め、畜産業の 経営再建に努めること。
- 2 口蹄疫により甚大な被害を受けた宮崎県はもとより、周辺の熊本県、鹿児島県にそれぞれ基金を設置し、地域再生に早急に取り組むこと。
- 3 今回の口蹄疫発生の原因究明はもとより、発生に際しての初動態勢、まん 延防止策等を検証し、定期的な情報提供に努める等、再発防止に万全を期す こと。
- 4 再発防止に向け家畜伝染病予防法の抜本改正について早急に検討を開始すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

岩手県一関市議会

衆議院議長 殿 参議院議長 殿 内閣総理大臣 殿 農林水産大臣 殿 財 務 大 臣 殿 国家戦略担当大臣 殿 内閣官房長官 殿

国の財源で高すぎる国民健康保険税の引き下げを求める意見書

いま市町村の国民健康保険制度は、高すぎる国保税、非情な保険証の取り上げ、「無保険者」の増大に示されるように、危機的状況に陥っている。

高すぎる国保税を支払えず自殺したり、保険証を取り上げられ受診できず命が奪われる等全国で重大な事態が相次いでいる。

所得 300 万円の4人家族で国保税が 40 万円以上という重い負担が全国で発生している。

ここまで国保税が高くなってしまった原因は、1985年の国保法改定で政府が 国保会計への国庫負担の割合を、それまでの50%から25%に半減させてしまっ たからである。

鳩山前首相も「看過できない問題、財源確保に努力したい」と述べている。 また、公的医療制度がありながら、通院でも入院でも3割もの窓口負担をと られる国は、先進国では日本だけである。

公的医療制度は、お金のある・なしにかかわりなく、全国民に必要な医療を 保障するためにつくられたものである。 窓口負担は無料・低額が当たり前で、「お金がないと治療が受けられない」、「重い病気になると治療費が払えなくなる」というのでは制度の意味がない。

日本も 1980 年代前半までは、健保に加入する労働者本人や 70 歳以上の高齢者は窓口負担が無料だった。

その原則を突き崩し、「1割 2割 3割」と改悪を繰り返して、医療制度を「国際標準」から大きく後退させてきた。今、年収300万円未満の世帯では4割の人が「具合が悪くても医者にかかれない」など、負担を苦にした受診抑制が深刻化している。

窓口負担を軽減し、貧困のために医療を受けられない人をなくすことは、日本医師会をはじめ医療関係団体がそろって要求する国民的課題である。

よって次のことを強く要請する。

- 1 削られた国庫補助をもとにもどし、国保税を引き下げること。
- 2 緊急に1人1万円の値下げを国の財源で行うこと。
- 3 保険証とりあげを義務付けた国保法をただちに改正すること。 以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 22 年 9 月 24 日

岩手県一関市議会

衆議院議長 殿参議院議長 殿内閣総理大臣 殿厚生労働大臣 殿

30 人以下学級実現、教員の賃金改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことから、教育は未来への先行投資であることが多くの国民の共通認識となっている。

一方、我が国は、OECD 諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっている。

いまの子どもたちは、様々な価値観や個性、ニーズを持っており、一人ひと りの子どもに丁寧な対応を行うためには、学級規模を引き下げる必要がある。

多くの保護者も 30 人以下学級を望んでおり、国民の願いです。OECD 諸国並みの教育環境を整備するため、標準定数法を改正し、国の財政負担と責任で学級編制を 30 人以下とすべきである。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、これを担保し教育水準の維持向上を図ることを目的とした「人材確保法」があるが、経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006 において、教員賃金を特出しした縮減を図ることが盛り込まれたことから、一般行政職給与との実質的な教員給与の優遇は縮減することになり、教員の大量採用時代を迎え人材確保に支障が生じることが懸念される。

さらに、我が国の教育予算については、GDP に占める教育機関への公財政支 出の割合が OECD 諸国の中で日本は下位から 2 番目となっているほか、三位一体 改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合が 2 分の 1 から 3 分の 1 に 引き下げられ、自治体財政を圧迫しているところである。

将来を担う子どもたちへの教育は極めて重要であり、子どもたちが全国どこに住んでいても教育の機会均等が担保され、教育水準が維持向上されるように施策を講じる必要がある。

こうした観点から、国においては、教育予算の確保と充実させる必要があることから、下記の事項について、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

- 1 教育の機会均等が担保され、教育水準が維持向上されるよう、少人数学級を推進すること。具体的な学級規模は、OECD 諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下とすること。
- 2 教育職員の人材を確保するための給与改善を行うこととし、当面、定数改善をお超過勤務縮減策を行ったとしても残る超過勤務分に見合う給与措置を行うこと。
- 3 教育に地域格差をもたらさないよう義務教育費国庫負担制度を堅持すると ともに国負担割合を2分の1に復元すること。

平成 22 年 9 月 24 日

岩手県一関市議会

衆議院議長殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

総務大臣殿

財務大臣殿

文部科学大臣 殿

保育制度の堅持と拡充を求める意見書

現行保育制度は、国と自治体の公的責任、最低基準の遵守、公費による財源保障と応能負担を制度の柱としており、すべての子どもの保育を受ける権利を保障してきました。

しかし、現在国において検討されている新たな保育制度「子ども・子育て新

システム」は、すべての子どもに切れ目のないサービスを保障するとしながら、 保育のサービス産業化や直接契約などに加え幼保一体化や最低基準の地方条例 化など、十分な議論がないまま進められようとしています。

今日、子どもの貧困や子育でに困難が広がり、少子化にも関らず保育所の待機児童も増えています。いま必要なことは、国と自治体の責任で保育・子育で支援を拡充し、十分な財源を確保するなど、すべての子どもに質の高い保育を保障するための保育制度の拡充です。

以上の趣旨に基づき、下記の事項を強く要望いたします。

記

- 1 憲法第25条、児童福祉法第2条の理念に基づき、すべての子どもの健やかな育ちを保障するため、現行保育制度を堅持・拡充すること。
- 2 保育所・幼稚園・学童保育及び子育て支援関連予算を大幅に増やし、子育 てにかかる経済的負担の軽減を図ること。
- 3 地方自治体が待機児童解消に向けた取り組みができるよう、必要な支援と 財政措置の拡充を図ること。
- 4 保育に格差が生じる直接契約・直接補助方式は導入しないこと。 幼保一体化については拙速な結論は避け、慎重に検討すること。
- 5 民間保育所運営費の一般財源化は行わず、公立保育所運営費・施設整備費 を国庫負担に戻すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 22 年 9 月 24 日

岩手県一関市議会

衆議院議長 殿参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿厚生労働大臣 殿文部科学大臣 殿少子化対策担当大臣 殿国家戦略担当大臣 殿